

## 住宅用火災警報器にかかる

# 「消防署をかたる訪問販売にご注意ください」

消防法の改正により、新築住宅は平成18年6月1日から(既存の住宅は、福島県の場合平成23年5月31日までに)住宅用の火災警報器の設置が義務付けられました。

要注意

自らを消防署と関係があるように告げている。

販売する業者の情報が全国的に寄せられていますので、御注意ください。

台所における設置は推奨されていますが、義務化はされていません。

要注意

- ・「消防署ですが、住宅用火災警報器を向かいの家も、隣もつけたのでつけませんか」
- ・「消防の方から来ました。消防法の改正により今年の6月1日から火災警報器を寝室、台所に設置しなければならなくなりました。」
- ・「消防に委託されている業者ですが、消防法が改正され、6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられたので設置に来ました。」

設置義務化に伴い、既存の住宅でも、すぐさまその場で設置する必要があるように告げている。

要注意

被害に遭わないための

## アドバイス

消防署などの公的機関の職員が、いきなり訪問して住宅用火災警報器を売りつけるということはありません。

住宅用火災警報器は、個人でも容易に取り付けが可能ですが、業者に設置を依頼する場合は、事前に見積もりを取って、工事内容をよく検討しましょう。工事内容に納得がいかない場合は、他の業者から見積もりを取るなど比較してみましょう。

### 参考

日本消防検定協会の鑑定品には、「NS」マークが表示されています。製品を購入される際の目安としてください。

ホームセンター、家電量販店や消防設備取扱店でも取り扱っているところがあるので、契約を急がなくて商品の性能や価格をよく検討してみましょう。

個人が訪問販売で火災警報器を購入した場合、契約してしまっても契約書を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(一定期間内の無条件解約)ができます。

商品購入についてお困りの場合は、  
県消費生活センター

電話：024-521-0999

又はお住いの市町村相談窓口、消防署等にご相談ください